

岐阜県公報

第 二 百 七 号
令 和 三 年 六 月 四 日
(金曜日)

目 次

規 則

○岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

(県民生活課) 三三三^{ページ}

告 示

○土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除

(環境管理課) 三三五

規 則

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百九十号

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年岐阜県規則第百号)の一部を次のように改正する。

別記第十九号様式を次のように改める。

第 19 号様式 (第 23 条、第 25 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

認定特定非営利活動法人 (特例認定特定非営利活動法人)

の役員報酬規程等提出書

年 月 日	主たる事務所の所在地	〒	
		電 話 ()	—
		F A X ()	—
	(フリガナ) 法人の名称		
	(フリガナ) 代表者の氏名		
岐阜県知事 様	認定 (特例認定) の有効期間	事業年度	
	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定に基づき、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給 (ロを除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び総額	
提出しない場合		⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
最後に役員報酬規程を提出した事業年度 (年度)		⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
最後に職員給与規程を提出した事業年度 (年度)		(3) 法第 45 条第 1 項第 3 号 (ロに係る部分を除く。)、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。)		認定基準チェック表 (第 3 表) ※ 「ロ」の欄の記載は必要ありません。	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		「役員等の状況」第 3 表付表 1	
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引		監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第 3 表付表 2	
③ 寄附者 (当該認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		認定基準等チェック表 (第 4 表) (初葉)	
		認定基準等チェック表 (第 5 表)	
		認定基準等チェック表 (第 7 表)	
		欠格事由チェック表	

(注意事項)

2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出する必要があります。

附 則

- 1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度において提出すべき役員報酬規程等について適用し、施行日前に開始した事業年度において提出すべき役員報酬規程等については、なお従前の例による。

告 示

岐阜県告示第二百五十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和三年六月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定を解除する形質変更時要届出区域
平成三十一年岐阜県告示第九十九号により指定した区域（多治見市前畑町五丁目八番一、三五、四三及び四五並びに一一番五、一二及び一七の各一部）のうち、多治見市前畑町五丁目八番四五及び一一番一七の各一部
- 二 指定に係る特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

令和三年六月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社